

収入印紙

割印

契約金額 10 万円以下 200 円、10 万円超～50 万円以下は 400 円の印紙

割印が必要（甲として）

ハイヤー方式

選挙運動用自動車の一般運送契約書（ハイヤー方式）

入善町議会議員（入善町長）選挙候補者

入善 太郎

（以下「甲」という。）と

株式会社自動車交通

（以下「乙」という。）は、

選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

- 内 容 公職選挙法第141条の規定に基づく選挙運動用自動車の一般運送契約
- 台 数 1 台
- 車種及び自動車登録番号又は車両番号

ワゴンエース 富山501 い 34-56

- 契約期間 令和 7 年10月14日から令和 7 年10月18日まで （ 5 日間）
- 契約金額（税込） 3 2 2 , 5 0 0 円（1日あたり単価（税込） 6 4 , 5 0 0 円× 5 日間）
- 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、入善町議会議員及び入善町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定に基づき入善町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、入善町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、入善町長には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲乙記名押印の上、各 1 通を保管する。

令和 7 年 ○月 ○日

契約年月日を記入

甲 入善町議会議員（入善町長）選挙候補者

住 所 富山県下新川郡入善町入膳1111番地

氏 名 入善 太郎



乙 住 所 富山県下新川郡入善町〇〇123番地

名 称 株式会社自動車交通

代表者 代表取締役 自動 一郎



様式第 1 号（第 2 条関係）
その 1

ハイヤー方式

選挙運動用自動車の使用の契約届出書
次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。
令和 7 年 10 月 14 日 ← 届出日（告示日以降）を記入
入善町選挙管理委員会委員長 飯田 好子 様
令和 7 年 10 月 19 日執行 入善町議会議員選挙
候補者 入善 太郎 印
ハイヤー方式の場合はここを○で囲む

記

契約書の契約金額を記入

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和 7 年 ○月○日	㈱自動車交通 入善町〇〇123 番地 代表取締役 自動 一郎	10 月 14 日 ～ 10 月 18 日	322,500 円	

最大で告示の日から選挙期日の前日まで

2 1 に掲げる場合以外の場合

区 分	契 約 年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並 びに法人にあっては その代表者の氏名	契 約 内 容		備考
			借入れ期間 等	契約金額	
自動車の借 入れ				円	
運転手の雇 用				円	
燃 料 代				円	

備考

1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 2 の「契約内容」の欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2 の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

選挙後、業者に提出

ハイヤー方式

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）
次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和7年10月20日

選挙期日以降の日を記入

令和7年10月19日執行 入善町議会議員選挙
候補者 入善 太郎



契約書と同じ印鑑

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○を してください。)	① 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送契 約による場合	2 左に掲げる場 合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並び に法人にあってはその代表者の氏名		㈱自動車交通 入善町〇〇123 番地 代表取締役 自動 一郎	
車種及び自動車登録 番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
ワゴンエース 富山 501 い 34-56	令和7年10月14日	64,500 円	
//	令和7年10月15日	64,500 円	
//	令和7年10月16日	64,500 円	
//	令和7年10月17日	64,500 円	
//	令和7年10月18日	64,500 円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
(2) (1)以外の場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、町に支払を請求することはできません。

個別契約

選挙運動用自動車賃貸借契約書

自動車

入善町議会議員（入善町長）選挙候補者

入善 太郎

（以下「甲」という。）と

株式会社自動車リース

（以下「乙」という。）は、

選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

- 内 容 公職選挙法第141条の規定に基づく選挙運動用自動車の賃貸借
- 台 数 1 台
- 車種及び自動車登録番号又は車両番号

ワゴンエース 富山 501 い 12-34

- 契約期間 令和 7 年 10 月 14 日から令和 7 年 10 月 18 日まで （ 5 日間）
- 契約金額（税込） 80,500 円（1日あたり単価（税込） 16,100 円× 5 日間）
- 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、入善町議会議員及び入善町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定に基づき入善町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、入善町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、入善町長には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

令和 7 年 〇 月 〇 日

契約年月日を記入

甲 入善町議会議員（入善町長）選挙候補者

住 所 富山県下新川郡入善町入膳1111番地

氏 名 入善 太郎

乙 住 所 入善町〇〇45番地

名 称 株式会社自動車リース

代表者 代表取締役 自動 二郎

入
善
印

代表
者
印

入善町議会議員（入善町長）選挙候補者

入善 太郎

（以下「甲」という。）と

株式会社燃料

（以下「乙」という。）は、

選挙運動用自動車の燃料の供給について、次のとおり契約を締結する。

1 内 容 公職選挙法第141条の規定に基づく選挙運動用自動車の燃料の供給

2 契約期間 令和 7 年 10 月 14 日から令和 7 年 10 月 18 日まで （ 5 日間）

3 供給場所 所在地 富山県下新川郡入善町〇〇9番地1

名 称 燃料給油所

4 燃料の供給を受ける選挙用自動車の登録番号又は車両番号
ワゴンエース 富山501 い 12-34

5 契約単価（税込） 1 4 0 円（1ℓあたり単価（税込））

契約期間中の総使用金額（見込） 3 8, 5 0 0 円
（ 1 4 0 円（1ℓあたり単価（税込）） × 2 7 5 ℓ（期間中の予定数量））

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、入善町議会議員及び入善町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定に基づき入善町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、入善町長に請求する金額が、燃料の供給実績に基づく燃料代の総額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、入善町長には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

令和 7 年 〇 月 〇 日

契約年月日を記入

甲 入善町議会議員（入善町長）選挙候補者

住 所 富山県下新川郡入善町入膳1111番地

氏 名 入善 太郎

入
善
印

乙 住 所 富山県下新川郡入善町〇〇9番地1

名 称 株式会社燃料

代表者 代表取締役 燃料 四郎

代
表
者
印

選挙運動用自動車運転手の雇用契約書

運転手

入善町議会議員（入善町長）選挙候補者 **入善 太郎**（以下「甲」という。）と

運転 三郎（以下「乙」という。）は、

選挙運動用自動車の運転業務について次のとおり契約を締結する。

- 1 内 容 公職選挙法第141条の規定に基づく選挙運動用自動車の運転業務
- 2 契約期間 令和 7 年10月14日から令和 7 年10月18日まで （ 5 日間）
- 3 契約金額（税込） 62,500 円（1日あたり 12,500 円× 5日間）
- 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、入善町議会議員及び入善町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定に基づき入善町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、入善町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、入善町長には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

令和 7 年 〇 月 〇 日

契約年月日を記入

甲 入善町議会議員（入善町長）選挙候補者

住 所 富山県下新川郡入善町入膳1111番地

氏 名 入善 太郎



乙 住 所 富山県下新川郡入善町〇〇678番地

氏 名 運転 三郎



様式第 1 号（第 2 条関係）
その 1

個別契約

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 7 年 10 月 14 日 ← 届出日（告示日以降）を記入
入善町選挙管理委員会委員長 飯田 好子 様

令和 7 年 10 月 19 日執行 入善町議会議員選挙
候補者 入善 太郎

個別契約の場合は、こちらを○で囲む

記

契約書の契約金額を記入

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	

2 1 に掲げる場合以外の場合

最大で告示の日から選挙期日の前日まで

区 分	契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和 7 年 ○月○日	㈱自動車リース 入善町○○45 番地 代表取締役 自動 二郎	10 月 14 日 ～ 10 月 18 日	80,500 円	
運転手の雇用	令和 7 年 ○月○日	運転 三郎 入善町○○678 番地	10 月 14 日 ～ 10 月 18 日	62,500 円	
燃 料 代	令和 7 年 ○月○日	㈱燃料 入善町○○9 番地 1 代表取締役 燃料 四郎	富山 501 い 12-34	38,500 円	140 円 /ℓ

登録番号を記入

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2 の「契約内容」の欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2 の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、入善町議会議員及び入善町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和7年10月14日 ←届出日（告示日以降）を記入

入善町選挙管理委員会委員長 飯田 好子 様

令和7年10月19日執行 入善町議会議員選挙

候補者 入善 太郎 印

記

契約書と同じ印鑑

- 1 契約年月日 令和7年〇月〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
（株）燃料 入善町〇〇9番地1 代表取締役 燃料 四郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
富山501 い 12-34
- 4 確認申請金額 38,500円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	0円	0円
今回の購入金額(b)	38,500円	38,500円
燃料代計(a)+(b)	38,500円	38,500円
備 考		

予定する走行距離等を勘案し、購入量を決めてください

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

選管で確認し、確認申請書の届出日に候補者へ渡しますので、燃料供給業者へ渡してください。

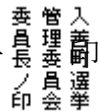
確認番号

自動車燃料代確認書

入善町議会議員及び入善町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和7年10月14日

入善町選挙管理委員会委員長 飯田 好子



記

- 1 令和7年10月19日執行 入善町議会議員選挙
- 2 候補者の氏名 **入善 太郎**
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
富山 501 い 12-34
- 4 確認金額 **38,500円**

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、町に支払を請求することはできません。

選挙後、業者に提出

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 7 年 10 月 20 日

令和 7 年 10 月 19 日執行 入善町議会議員選挙

選挙期日以降の日を記入

候補者 入善 太郎



記

契約書と同じ印鑑

運送等契約区分 (該当する方の番号に○を してください。)	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送契 約による場合	2 左に掲げる場 合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並び に法人にあってはその代表者の氏名		株式会社自動車リース 入善町〇〇45 番地 代表取締役 自動 二郎	
車種及び自動車登録 番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
ワゴンエース 富山 501 い 12-34	令和 7 年 10 月 14 日	16,100 円	
//	令和 7 年 10 月 15 日	16,100 円	
//	令和 7 年 10 月 16 日	16,100 円	
//	令和 7 年 10 月 17 日	16,100 円	
//	令和 7 年 10 月 18 日	16,100 円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - (1) 以外の場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、町に支払を請求することはできません。

選挙後、業者に提出

燃料

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和7年10月20日 ← 選挙期日以降の日を記入

令和7年10月19日執行 入善町議会議員選挙

候補者 入善 太郎 印

記

契約書と同じ印鑑

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		(株)燃料 入善町〇〇9番地1 代表取締役 燃料 四郎		
燃料供給 年 月 日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号又は 車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和7年10月14日	富山501 い 12-34	55ℓ	7,700円	140円/ℓ
令和7年10月15日	〃	55ℓ	7,700円	〃
令和7年10月16日	〃	55ℓ	7,700円	〃
令和7年10月17日	〃	55ℓ	7,700円	〃
令和7年10月18日	〃	55ℓ	7,700円	〃

実際の使用量を記入

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

この証明書に給油伝票の写しを添付

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和7年10月20日

令和7年10月19日執行 入善町議会議員選挙

候補者 入善 太郎 印

選挙期日以降の日を記入

記

契約書と同じ印鑑

運転手の氏名及び住所	運転 三郎 入善町〇〇678 番地	
雇用年月日	報酬の額	備 考
令和7年10月14日	12,500円	
令和7年10月15日	12,500円	
令和7年10月16日	12,500円	
令和7年10月17日	12,500円	
令和7年10月18日	12,500円	

実際に使用した日を記入してください

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、町に支払を請求することはできません。

収入印紙

割印

契約金額 1 万円以上～100 万円以下 200 円の印紙
1 万円未満 なし

割印が必要（甲として）

選挙運動用ビラ作成契約書

ビラ

入善町議会議員（入善町長）選挙候補者 **入善 太郎** （以下「甲」という。）と

入善印刷株式会社 （以下「乙」という。）は、

選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

- 内 容 公職選挙法第142条の規定に定める選挙運動用ビラの作成
- 数 量 1, 6 0 0 枚
- 契約金額（税込） **1 3, 4 0 8 円**
（1 枚あたり単価（税込） **8 円 3 8 銭** × **1, 6 0 0 枚**）
- 納入期限 令和 7 年 〇月 〇日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、入善町議会議員及び入善町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定に基づき入善町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、入善町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、入善町長には請求ができない。

契約を証するため、本書 2 通を作成のうえ、甲乙記名押印の上、各 1 通を保管する。

令和 7 年 〇月 〇日

契約年月日を記入

甲 入善町議会議員（入善町長）選挙候補者

住 所 富山県下新川郡入善町入膳1111番地

氏 名 入善 太郎



乙 住 所 富山県下新川郡入善町入膳9012

名 称 入善印刷株式会社

代表者 印刷 五郎



ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 7 年 10 月 14 日 ← 届出日（告示日以降）を記入
入善町選挙管理委員会委員長 飯田 好子 様
令和 7 年 10 月 19 日執行 入善町議会議員選挙
候補者 入善 太郎 印
契約書と同じ印鑑

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和 7 年 ○月○日	入善印刷㈱ 入善町入膳 9052 代表取締役 印刷 五郎	1, 600 枚	13, 408 円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

契約書の記入日を記入

契約書の数量欄の枚
数を記入

契約書の契約金額欄の
金額を記入

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、入善町議会議員及び入善町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 7 年 10 月 14 日 ← 届出日（告示日以降）を記入
入善町選挙管理委員会委員長 飯田 好子 様

令和 7 年 10 月 19 日執行 入善町議会議員選挙

候補者 入善 太郎 印

契約年月日を記入

記

契約書と同じ印鑑

- 1 契約年月日 令和 7 年 〇 月 〇 日
2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
入善印刷(株) 入善町入膳 9052 代表取締役 印刷 五郎
3 確認申請枚数 1, 600 枚

区 分	作 成 枚 数	左 の う ち 確 認 済 又 は 確 認 申 請 枚 数
前回までの累積枚数(a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数(b)	1, 600 枚	1, 600 枚
枚 数 計(a)+(b)	1, 600 枚	1, 600 枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

選管で確認し、確認申請書の届出日に候補者へ渡しますので、ビラ作成業者へ渡してください。

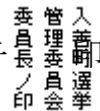
確認番号

ビラ作成枚数確認書

入善町議会議員及び入善町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和7年10月14日

入善町選挙管理委員会委員長 飯田 好子



記

- 1 令和7年10月19日執行 入善町議会議員選挙
- 2 候補者の氏名 入善 太郎
- 3 確認枚数 1,600枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、町に支払を請求することはできません。

選管確認後あるいは選挙後、業者に提出

ビラ

様式第5号（第5条関係）

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

令和7年10月20日

令和7年10月19日執行 入善町議会議員選挙

選管確認後又は
選挙期日以降の日を記入

候補者 入善 太郎 印

記

契約書と同じ印鑑

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	入善印刷㈱ 入善町入膳 9052 代表取締役 印刷 五郎
作成枚数	1,600枚
作成金額	13,408円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、納品書等のビラを作成した実績を証する書類（ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたもの）の写しを添付のうえ、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が町に支払を請求するときは、この証明書及び候補者から提出された納品書等のビラを作成した実績を証する書類の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数
入善町議会議員選挙 1,600枚
 - 限度額
8円38銭×当該作成枚数＝限度額（1円未満の端数は切上げ）

この証明書に納品書等の写しを添付

収入印紙

契約金額 1 万円以上～100 万円以下 200 円の印紙
1 万円未満 なし

割印

割印が必要（甲として）
選挙運動用ポスター作成契約書

ポスター

入善町議会議員（入善町長）選挙候補者 **入善 太郎** （以下「甲」という。）と

入善印刷株式会社 （以下「乙」という。）は、

選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

- 1 内 容 公職選挙法第143条の規定に定める選挙運動用ポスターの作成
- 2 数 量 85 枚
- 3 契約金額（税込） **366,180** 円
（1枚あたり単価（税込） **4,308** 円 **00** 銭× **85** 枚）
- 4 納入期限 令和 **7** 年 **〇** 月 **〇** 日
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、入善町議会議員及び入善町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第12条の規定に基づき入善町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、入善町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、入善町長には請求ができない。

契約を証するため、本書2通を作成のうえ、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

令和 **7** 年 **〇** 月 **〇** 日

契約年月日を記入

甲 入善町議会議員（入善町長）選挙候補者

住 所 **富山県下新川郡入善町入膳1111番地**

氏 名 **入善 太郎**

乙 住 所 **富山県下新川郡入善町入膳9012**

名 称 **入善印刷株式会社**

代表者 **代表取締役 印刷 五郎**

入善印

代表者印

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 7 年 10 月 14 日 ← 届出日（告示日以降）を記入
入善町選挙管理委員会委員長 飯田 好子 様

令和 7 年 10 月 19 日執行 入善町議会議員選挙
候補者 入善 太郎 印

契約書の契約日を記入

契約書と同じ印鑑

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和 7 年 〇月〇日	入善印刷㈱ 入善町入膳 9052 代表取締役 印刷 五郎	85 枚	366,180 円	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

契約書の数量欄の枚数を記入する

契約書の契約金額欄の金額を記入する

ポスター作成枚数確認申請書

届出日（告示日以降）を記入

次のポスター作成枚数につき、入善町議会議員及び入善町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第12条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和7年10月14日
入善町選挙管理委員会委員長 飯田 好子 様

令和7年10月19日執行 入善町議会議員選挙

候補者 入善 太郎 印

契約書の契約日を記入

記

契約書と同じ印鑑

- 1 契約年月日 令和7年〇月〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

入善印刷株式会社 入善町入膳 9052 代表取締役 印刷 五郎

- 3 確認申請枚数 85枚 ←ポスター掲示場数（85か所以内）

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数(b)	85 枚	85 枚
枚 数 計(a)+(b)	85 枚	85 枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

選管で確認し、確認申請書の届出日に候補者へ渡しますので、ポスター作成業者へ渡してください。

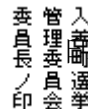
確認番号

ポスター作成枚数確認書

入善町議会議員及び入善町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第12条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和7年10月14日

入善町選挙管理委員会委員長 飯田 好子



記

- 1 令和7年10月19日執行 入善町議会議員選挙
- 2 候補者の氏名 入善 太郎
- 3 確認枚数 85枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、町に支払を請求することはできません。

選管確認後あるいは選挙後、業者に提出

ポスター

様式第6号（第5条関係）

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和7年10月20日

令和7年10月19日執行 入善町議会議員選挙

選管確認後又は
選挙期日以降の日を記入

候補者

入善 太郎 印

記

契約書と同じ印鑑

ポスター作成業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあってはそ の代表者の氏名	入善印刷㈱ 入善町入膳 9052 代表取締役 印刷 五郎
作 成 枚 数	85枚
作 成 金 額	366,180円
当該選挙が行われる区域における ポスター掲示場数	85

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書等のポスターを作成した実績を証する書類（ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたもの）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が町に支払を請求するときは、この証明書及び候補者から提出された納品書等のポスターを作成した実績を証する書類の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$$\frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価（1円未満の端数は切上げ）}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

この証明書に納品書等の写しを添付

契約書と同一内容を記入